

令和 8 年度
西東京市社会福祉協議会
地域福祉活動助成事業
申請の手引き



申請期間 令和 8 年 4 月 1 日(水)~4 月 17 日(金)

<申込み・問合せ>

〒188-0011

西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター 1階

社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会 福祉活動推進課

地域福祉推進係 助成事業担当 宛

電話 042-497-5180

FAX 042-466-3555

メール furemachi20@n-csw.or.jp

ホームページ <http://www.n-csw.or.jp/> (西東京市社協 地域福祉活動助成で検索)

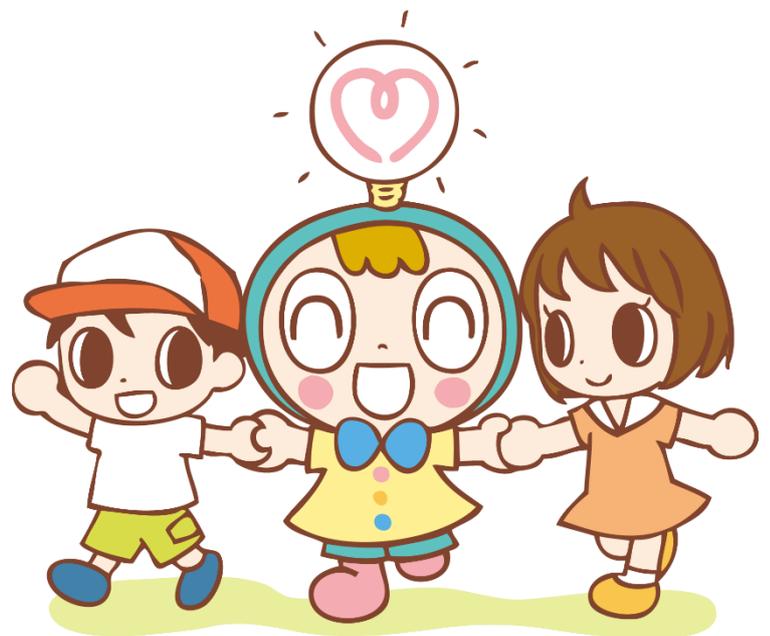
*申請の手引き・申請書はホームページからもダウンロードできます。

事業目的

西東京市社会福祉協議会では、地域の中で互いにふれあい、学びあい、交流し、支えあっていくまちづくりをすすめるために、市内で実施される地域福祉活動に対して助成を行います。住民主体の地域福祉活動が発展し、豊かな地域社会が形成されていくことを目指します。

この助成金をきっかけにして、地域福祉活動を主体的に継続し、福祉活動の充実と発展を図ることを目的としています。

*この助成事業は、西東京市内の方々から寄せられた社会福祉協議会の
会員会費、寄附金、歳末たすけあい・地域福祉募金等を財源としています。



1. 対象

西東京市内で地域福祉活動を行っている、または始めようとしているグループ・施設・民間団体等。

2. 対象活動

地域福祉活動 …西東京市民を対象とした講座、講演会、住民同士のつながりをつくる活動、地域の方を対象としたサロン（居場所）活動、子育て支援活動等。

3. 助成の条件

- ①申請は、1 団体につき1 活動とします。
- ②「政治・宗教・営利を目的にしている活動」「趣味のサークル」「自治会活動」等、主に自助を目的とする自主活動は申請できません。
- ③令和 6 年度もしくは令和 7 年度に当会の助成を受けた団体で、助成を受けた同一の活動内容は申請できません。
- ④申請活動が、当助成金申請時に、他の助成が決まっている場合は申請できません。
- ⑤申請にあたって、申請書や活動内容について虚偽の申請を行っていた場合は、助成を取り消すことがあります。
- ⑥主に西東京市民を対象に、市内で行う活動であることとします。
- ⑦交付が決定した場合、同活動を行う際には、地域福祉活動助成金を活用した活動であることを看板やチラシ等に表記してください。
- ⑧交付が決定した場合、交付年度に実施される歳末たすけあい・地域福祉募金の街頭募金運動へ参加してください。
- ⑨実績報告の際には、各種広報等に使用するため、活動の写真を提供していただきます。

4. 助成活動対象期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

5. 助成金額（予定）

助成総額 70万円
申請上限額 10万円／1団体

6. 助成対象経費

助成対象経費は、対象活動の実施に必要な経費のうち、別記に定める経費とします。

7. 申請方法

様式1～5に必要な事項を記入の上、申請期間内にご提出ください。

- ① 地域福祉活動助成金交付申請書（様式1）
- ② 団体に関する調書（様式2）※会則がある場合、会則もご提出ください。
- ③ 事業収支予算書（様式3） ※助成金を充当する科目に（助）と記載のこと
- ④ 事業計画日程表（様式4）
- ⑤ 申請団体構成員名簿（様式5）※氏名、住所（町名）の記載があれば任意の書式で可

【申請期間】

令和8年4月1日（水）～17日（金）
月～金曜日 9時～17時
郵送の場合は、令和8年4月17日（金）必着
※土曜日、日曜日は受付できません。

【提出先】

〒188-0011 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター 1階
西東京市社会福祉協議会 地域福祉推進係 助成事業担当
※来所が困難な場合は、早めにご相談ください。（042-497-5180）

8. 審査方法

一次選考：書類審査

二次選考：プレゼンテーション

※書類審査を通過した団体には、二次選考としてプレゼンテーションをお願いしております。

実施日：令和8年5月25日（月）（予定）

会場：田無総合福祉センター

（西東京市田無町5-5-12）

③西東京市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付選考委員会にて助成額の決定

※「公共性・独創性・活動の効果・費用の妥当性」を考慮し審査を行います。

※審査により、申請額より減額での決定、または不決定とさせていただく場合があります。

9. 助成の決定・交付

令和8年6月上旬に、審査結果（助成金額）を申請団体宛に文書で通知します。

助成金は、令和8年6月下旬に指定の銀行口座への振込みを予定しています。

※助成金は申請された活動内容のみの使用に限定します。

※事業実施期間に活動が実施できなかった場合は、助成金を返還していただきます。

また、支出が助成金額を下回る場合は、助成金の返還手続きが必要となります。

いずれの場合も、令和8年11月末までに助成事業担当にご連絡・ご相談ください。

※やむを得ず、助成金の用途を変更しなければならない状況になった場合、もしくはその状況が予想される場合は、至急、助成事業担当にご連絡・ご相談ください。

※助成対象活動につきましては、職員が見学させていただきます。既に交付決定時に申請活動が終了している場合は、職員が申請団体に訪問し、聞き取りを行います。

※原則的に、助成金使用時には支払者に各種ポイントが付与されないようご協力ください。

10. 事業の活動報告

活動終了後、1ヶ月以内に、次の実施報告書類を提出してください。

（交付決定の際に書式はお渡しいたします）

① 地域福祉活動助成事業 実績報告書（様式6）

② 地域福祉活動助成事業 交付金事業費精算額明細書（様式7）

※領収書・レシート（コピー可）の添付必須

③ 活動の様子がわかる写真または画像データ

【提出先】

〒188-0011 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター 1階

別記

① 助成対象経費

報償費	外部講師、手話通訳者等への謝礼等
旅費	活動を実施するために必要不可欠と認められる交通費の実費等
使用料及び賃借料	活動当日の会場、器材・機器等の借上げやバス等の借上げ料
印刷製本費	ポスター・チラシ・資料等の印刷費、写真の現像・焼付け代、コピー代等
消耗品費	消耗品代(文具、用紙、インク等)、感染症防止対策用品等
食料費	活動実施に必要な不可欠と認められる食材料費
通信運搬費	はがき・切手代、宅配便代、活動当日の物品運搬費等
保険料	活動実施に必要な行事保険料、講師・指導者が加入する損害賠償保険料等
燃料費	活動実施に必要な燃料費
広報費	ホームページ作成費、プロバイダー加入費、広報紙作成、配布経費等
その他	活動実施に必要な不可欠で、他に代替の効かない物品購入費

※物品購入の際に、各店舗のポイントを利用しないようにお願いします。

ポイントやクーポンで支払った部分は助成対象外になります。

また、やむを得ない場合を除き、ポイントを貯める行為も控えてください。

② 助成対象外経費

人件費	申請団体に所属する者に対する人件費
活動運営費	家賃・駐車場・電気・ガス・水道・電話(ファクシミリを含む)代等の日常的に必要な経費
備品購入費	申請活動の内容と照合し、金額、機能・性能等が適切でない備品購入費

その他、上記に類する経費で助成対象経費としてふさわしくないもの

地域福祉活動助成事業の流れ

申請

申請書類の提出

申請期間：令和8年4月1日（水）～17日（金）

※郵送の場合 4月17日（金）必着

審査

一次選考：書類審査

二次選考：プレゼンテーション

※一次審査結果についてはプレゼンテーション開催日の一週間前までに通知いたします。
（郵便事情により多少前後いたします。）

※書類審査を通過した団体には、二次選考としてプレゼンテーションをお願いしております。

会 場：田無総合福祉センター

実施日：令和8年5月25日（月）

（会場・時間など詳細は未定）

決定

- 令和8年6月上旬に審査結果を文書で通知。
- 助成金交付団体には、助成金振込口座の請求書を同封しますので、期日までにご提出ください。

交付

- 令和8年6月下旬に指定口座へ助成金を振込予定。
- 実施報告の様式等を送付いたしますので、よくご確認ください。

活動 実施

- 助成を受けた活動は予定どおり実施してください。
- 職員が見学させていただきますのでご協力をお願いいたします。
- 当助成金を活用して活動している旨をパンフレット・チラシ等に明記していただくようお願いいたします。
- 活動経費（支出）が助成金額を下回る事が予想される場合は、令和8年11月末までに当会事務局にご連絡・ご相談ください。

報告

- 活動終了後、1ヶ月以内に実施報告を行ってください。
- ご提出いただいた報告内容については、個人情報など一部を除き、ホームページ等で公開させていただきますので、予めご了承ください。